

第2章 新型コロナウイルス感染症への対策

第1 県教育委員会の取組

令和5年5月7日まで ※5類感染症への移行前

1 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症対策に岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）が迅速かつ適切な対応を行うための基本的な考え方は以下のとおり。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策においては、県が一体となって対応を取る必要があることから、県対策本部策定の県方針を基本とする。
- ・ 国の基本的対処方針や文部科学省の通知等との整合性を図る。
- ・ 本対策は、県内及び国内の感染状況や国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 実施体制

県教委では、令和2年2月18日に教育長を本部長とする「岩手県教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「（教）対策本部」という。）」を設置し、教育関係団体や関係機関、県民の協力を得ながら、各種対策を行った。

（教）対策本部では、（教）対策本部員会議を随時開催し、県対策本部における会議等により全庁で共有した情報等について、状況把握と情報共有、各段階に応じた対策を協議、実施した。

3 教育活動における感染拡大防止対策

（1）基本的対応

感染拡大防止のため、登校後の検温等を含めた丁寧な健康観察、こまめな教室の換気、座席の間隔を可能な限り広くとるなどの対策を取るほか、用具や物品を共用で使用する場合の使用前後の手洗いや咳エチケットを徹底する。

加えて、密閉、密集、密接の「3つの密」を避けるため、活動場所を特別教室等の広い空間としたり、活動場所の分散や時差による活動等の工夫を行う。

（2）「学びの保障」の方向性等

学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子どもたちの健やかな学びを保障することを目指し、これまでの前例にとらわれずに柔軟に対応することとした。

（3）感染拡大防止対策

① 学校行事

ア 入学式

式の簡素化や参加者（入学生、教職員、保護者等）に対しては、風邪のような症状がある者の参加自粛を要請するほか、手洗いや咳エチケット等を推奨する等、感染拡大防止に十分配慮し、学校の事情に応じて適切に判断し、実施した。

イ 修学旅行

修学旅行については、修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮した上で、訪問予定地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況、アンケート調査や保護者説明会などによる保護者等の意向等を十分に踏まえ、検討し、各県立学校の実情に応じて実施、延期又は中止等を決定した。

延期又は中止となった場合は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、そのキャンセル料について支援を行った。

② 部活動等

- ア 部活動は、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら活動の内外を問わず、集団で長時間の活動を行う場合の感染症対策について配慮するほか、参加する生徒の体調管理を徹底させる等、生徒の健康・安全の確保のために実施内容や方法を工夫しながら実施した。
- イ 全国大会等各種大会への参加については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を考慮した上で、保護者の同意を得た上で参加することとした。

【参考：県立学校の部活動について】

- | |
|--|
| <p>(1) 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生徒本人及び保護者の意向の尊重と強制しない部活動参加・ 生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員が部活動実施状況を確認・ 統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえた部活動の実施 <p>(2) 活動に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 活動場所のこまめな換気や消毒等の感染拡大防止のための措置・ 感染のリスクが比較的高い学習活動と同様の活動を実施する場合、活動内容に応じて常時換気を行うことや大声での発声を控えるなどの一定の対策・ 更衣室や部室の利用に当たり、「3つの密」を可能な限り回避・ 生徒の体調等を考慮し活動時間や休養日を適切に設定・ 感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な活動・ 地域の感染状況に応じ、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど地域の実情に応じた工夫を検討・ 大会やコンクール等への参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、生徒、教師等の感染拡大対策を徹底・ 部活動前後での集団での飲食を控えるなど、部活動の内外を問わず感染防止対策の徹底 |
|--|

(4) 出席停止等の扱い

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、登校すべきでないと判断された場合等には、指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」として記録し、「欠席日数」としては記録しないこととした。

加えて、学校で講じる感染症対策について十分説明を受けた上でも、感染の可能性が高まっていると保護者が考える場合には、学校長の判断により、欠席扱いとはしないことも可能とした。

(5) 衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

学校の教育活動にあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要であるため、文部科学省から、学校の衛生管理の観点による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されていることから、本マニュアルを踏まえ対策を講じた。

4 臨時休業

(1) 臨時休業

① 基本的な考え方

児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、情報共有に努めながら、学校内で感染者が確認された場合は、当該学校（あるいは学年・学級単位）の臨時休業の要否及び臨時休業する場合はその期間を、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長と協議の上、判断することとした。

なお、休業期間中は、ホームページや一斉配信メール等により、児童生徒等及び保護者への連絡体制を確立するとともに、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図った。

② 学校運営上の工夫

社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めた。

③ 休業期間中の学習指導

家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた。併せて、日々の教育活動において、自学自習に向けた指導やオンラインを活用した指導を行い、突然の臨時休業に備える。

また、学校再開後においては、可能な限り、当該年度の教育課程内での補充指導や、教育課程外の補習、適切な家庭学習等、柔軟に対応（時間割編成の工夫、行事の精選等）することとした。

④ 休業期間中の部活動等

部活動については禁止とするが、検温等の健康管理や感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

⑤ 休業期間中の子どもの居場所確保

臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮するなど慎重に判断する必要があるものの、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わったり、学校において教室等を活用して子どもを預かったりするなどの人的・物的体制の確保について、学校や保護者等の実情を踏まえ、市町村保健福祉担当部署とも連携して柔軟に対応することとした。

(2) 学校を再開する場合の考え方

① 児童生徒又は教職員の感染が判明しているが、地域内の感染拡大は限定的な場合

県保健福祉部と「学校内における活動の態様」、「接触者の多寡」、「地域における感染拡大の状況」、「感染経路の明否」等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校の再開について十分相談するとともに、学校医等と連携しながら、地域や学校の実情を十分に考慮しながら慎重に検討し、適切に対応することとした。

② 児童生徒又は教職員のみならず地域内で感染が蔓延している場合

感染拡大を抑える観点から、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離の会話や発声）が生じる場」を避けるための取組を徹底し、専門家会議の提言や県対策本部の対応も踏まえつつ、地域の感染状況のみならず、子どもや教職員の生活圏での蔓延の状況も考慮した上で学校の運営のあり方について慎重に検討し、適切に対応することとした。

5 市町村教育委員会との情報共有

感染拡大防止対策などについての文部科学省等からの通知について、県内の市町村教育委員会に対して適切に情報共有した。

また、県内の児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、速やかに当該市町村教育委員会と緊密に情報共有を行い対応した。

6 社会教育施設の臨時休業等

施設利用時の感染症対策を講じながら施設を運営し、感染拡大の状況も踏まえ、事業の実施方法、参加人数等について検討し対応した。

宿泊施設においては、令和5年3月からは、定員の半分程度までの制限を維持していたテント泊を含め、宿泊定員を通常時の取扱いとし、収容人員・収容率は利用者の意向や繁閑状況を踏まえて判断することとした。

7 学校支援体制の強化

令和4年1月以降の県内の感染拡大を受け、継続的な学校運営の確保に向けて、県教委事務局内に「情報収集・相談窓口班」及び「オンライン活用・業務支援班」を設置した。

また、保健所にリエゾンとして県教委事務局の職員を派遣し、児童生徒や教職員に感染者が確認された場合の接触状況の把握に関する業務の支援を行い、学校との連絡調整業務を担うことで、学校運営を支援した。

- 情報収集・相談窓口班
 - ・ 学校における感染者数、休業の状況等の情報収集
 - ・ 臨時休業の措置や再開後の学校運営等に関する相談に対応
 - ・ オンライン活用・業務支援班への情報の引継
- オンライン活用・業務支援班
 - ・ 学校からの要望（必要に応じてプッシュ型）に応じて県教委の指導主事等を学校に派遣し、授業等を支援
 - ・ オンライン活用等のサポート

令和5年5月8日から ※5類感染症への移行後

8 5類感染症への移行に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、「学校保健安全法施行規則」の一部が改正され、出席停止期間の基準が見直されるとともに、学校における衛生管理マニュアルが改定され、基本的な感染症対策については、マニュアルに沿って対応することとした。

(1) 平時から求められる感染症対策

マスクについては、着用を求めないことを基本とし、健康観察、換気の確保、手洗い等の手指衛生、清掃などの感染対策を継続して実施。

(2) 感染流行時等における感染症対策

マスクの取扱いなど、活動場面ごとに、適切に対策を講じる。

(3) 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止、臨時休業について、これまで同様に学習の遅れや学びの保障の観点に留意しつつ、機動的に対応。